

広域的景観における 景観影響調査の手引き

平成 2 7 年 1 2 月

令和 5 年 1 月 改正

野 洲 市

目 次

はじめに	p1
全体フロー	p2
I. 調査の手法	p5
II. 予測の手法	p8
III. 評価の手法	p13
IV. 景観影響調査書の作成	p22
V. 評価指標の考え方とその対象区域	p24
VI. 広域調整を必要とする眺望景観	p39

はじめに

滋賀の風景の大きな特色は、琵琶湖を中心として田園、里山、河川、山々などが渾然一体となり、ひろがりのある一つのまとまった風景を形成していることです。

ひろがりのある風景を守り育てていくためには、各市町単位での景観まちづくりとともに、県全体の広域的で一体的な視点での風景づくりを行う必要があります。とりわけ、湖国風景の最大資産である琵琶湖の魅力や価値をさらに高めるために、琵琶湖辺の風景を広域的な視点で保全していくことが重要です。

このようなことから、野洲市では琵琶湖周辺において広域的な景観形成の推進を図るため、見る場所に即して見たいものを設定し、その見たいものが他のものに阻害されず程よい容姿で見える状況を保全することを基本として、野洲市景観計画に定める琵琶湖景観形成地区及び琵琶湖景観形成特別地区における大規模建築物等の規模等に係る基準を示した手引き書を作成しました。

この手引き書は、事業者等が景観影響調査指針に沿って、景観影響調査についての調査、予測、評価等の実施及び景観形成措置等の検討を行ううえで、技術面についての実務的な手引きとしてまとめたものです。景観影響調査指針を理解していただきやすいよう、景観影響調査の作業フローに沿って景観影響調査の一般的な手法を示しており、野洲市景観影響調査指針の解説書としての役割を有しています。この手引き書の規模等の評価指標は、広域的な景観形成の規模等に関する考え方を示したものであり、事業者等が行為特性や地域特性に応じて具体的な景観影響の評価や景観形成措置を検討されることを期待します。

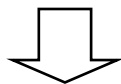
最後になりましたが、野洲市の景観行政にご理解をいただき、景観まちづくりにご協力をいただいております皆様にお礼を申し上げますとともに、美しい湖国の風景をより確かなものとして次代に引き継いでいくことができるよう、今後とも景観行政の発展に努めてまいりたいと存じます。

全体フロー

I 調査の手法

1. 調査対象地域の設定

- 建築計画等を中心に概ね半径15km以内を地域とする。



2-1. 視点場と眺望景觀の選定

- ① 建設計画地を中心に概ね半径 5 km以内の範囲にある「主要な視点場」を抽出する。
- ② 建設計画地を中心に概ね半径15km以内の範囲にある「主要な眺望景觀」や「重要な眺望景觀」を構成する景觀資源を抽出する。
- ③ 「重要な眺望景觀」を抽出する。

2-2. 景觀シミュレーションと視点場の設定

〔中景・遠景〕

●視点場の設定（計画地より）

- ①遠景の視点場 概ね 2.0km～5.0km
- ②中景の視点場 概ね 0.5km～2.0km

景觀シミュレーションの考え方

《中景・遠景域を対象》

計画建築物等の規模、形態、色彩その他の意匠が眺望景觀に与える影響を検証

予測手法へ

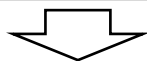


II 予測の手法（景觀シミュレーションの実施）

1. 計画建築物等の景觀シミュレーションの手順（中景・遠景）

○ 段階的に行う景觀シミュレーション

Step 1 「重要な眺望景觀」に対する景觀シミュレーション



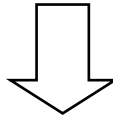
Step 2 「主要な眺望景觀」に対する景觀シミュレーション

非広域的景觀 各市域内での景觀シミュレーション

○ 計画建築物等の規模に応じた予測地点

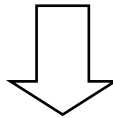
- ① 画建築物等の高さが15m以下のものについて
- ② 計画建築物等の高さが15mを超え、31m以下のものについて
- ③ 計画建築物等の高さが31mを超えるものについて

以上の区分に応じて調査を実施するものとする。



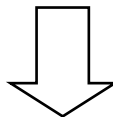
2. 現地調査および現況写真の撮影

- 調査手法の 2-1（視点場と眺望景觀の選定）によって抽出された視点場と眺望景觀（景觀資源）について、現地（視点場）に赴き、調査、確認する。
- 視点場からの写真撮影においては、計画建築物等の前景および背景となる主要な眺望景觀を構成する樹林や山並、湖面などの景觀資源を適正な画面構成で収めること。



3. 計画建築物等の完成予想図の作成

- 設計図書、計画書に基づき、各視点場からの計画建築物等の完成予想図（コンピューターグラフィックによる 3D モデル又は、完成パース図等）を作成する。



4. フォトモンタージュ手法による予測図（画像合成図）の作成

- 視点場から撮影された現況写真と計画建築物等の完成予想図を画像合成し、予測図（画像合成図）を作成する。
- なお、画像合成に際しては、計画建築物等の前景となる樹林や山並、湖面、周辺建築物や工作物などの規模や位置を正確に把握し、計画建築物等が計画地に正確に配置されるよう努める。

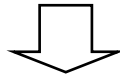
評価手法へ



III 評価の手法（景観シミュレーションの評価）

1. 景観特性（景観資源の種類と視点場からの距離等）の把握

- 景観シミュレーションによって作成された複数の予測図（画像合成図）が、どのような景観特性を有しているかを把握する。



2. 計画建築物等の評価

○ 景観形成基準等による評価

- ① 広域的景観に係る規模、形態、色彩その他の意匠、敷地の緑化の評価指標による評価

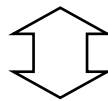
視点場毎の各予測図（画像合成図）が該当する景観特性毎の規模、形態、色彩その他の意匠、敷地の緑化の評価指標に適合しているかどうかを評価する。

重要な眺望景観に対しては「重要な眺望景観」の評価指標に基づき評価する

重要な眺望景観以外に対しては「主要な眺望景観」の評価指標に基づき評価する

- ② （各景観行政団体の）景観形成基準による評価（規模に関する以外の評価）

近景の景観シミュレーションの予測図等を活用し、計画建築物等の形態、色彩その他の意匠等が（各景観行政団体の）景観形成基準に適合しているかを評価する。



3. 計画建築物等の景観形成措置の検討

- 評価の結果から、広域的景観に係る規模、形態、色彩その他の意匠、敷地の緑化の評価指標および（各景観行政団体の）景観形成基準に適合しないと判断される場合は、景観への配慮や代替措置など、景観影響をできる限り回避し、または低減すること。



4. 景観形成措置後の予測図の作成



5. 計画建築物等の総合評価

- 景観形成措置後の予測図等をもとに、計画建築物等の景観影響に対する総合的な評価を行う。



IV 景観影響調査書の作成

総合評価を踏まえ、景観影響調査書を作成し、行為の届出に添付する。

I. 調査の手法

1 調査対象地域の設定

■調査対象地域の設定

建築計画地を中心に概ね半径15km以内を範囲とする。

なお、計画建築物等の規模、周囲の地形状況、景観資源及び眺望点の分布状況などを考慮し、必要に応じて増減するものとする。

- 景観影響調査の調査対象範囲は、視程や自然環境アセスメントの知見を参考にし、建築計画地を中心に概ね半径15km以内を基準とする。
- なお、計画建築物等の規模、周囲の地形状況、景観資源及び眺望点の分布状況などを考慮し、必要に応じて拡大または縮小するものとする。

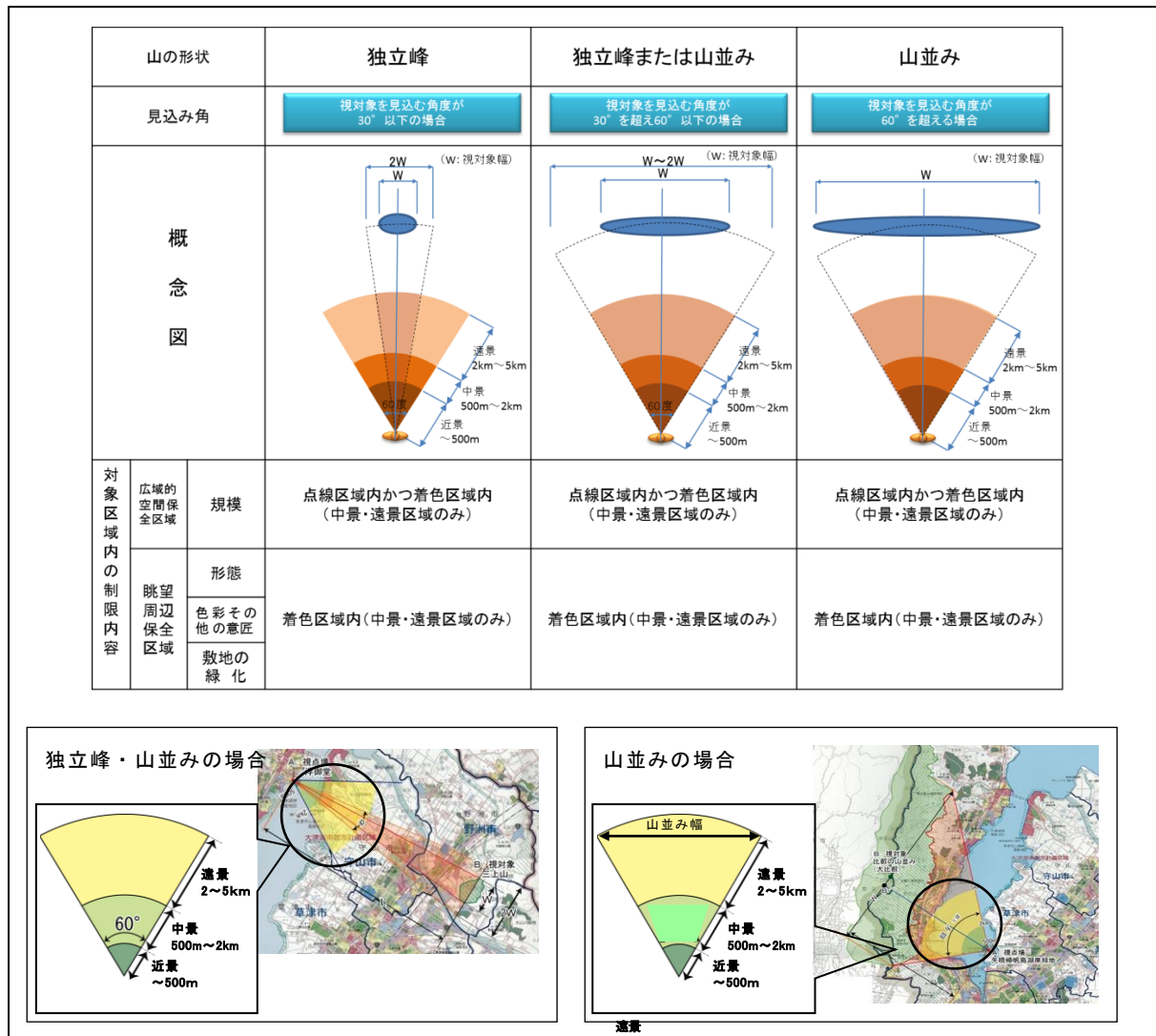
※ 「視程」とは、視点場から視対象までの距離が十数km以上にも及ぶようになると、視対象の見え方が、大気の混濁や天候、時刻等に大きく左右される状態を表す指標であり、ここでは建物や樹木等を認知することができる限界の距離のことをいう。

2-1 視点場と眺望景観の選定

■視点場と眺望景観の選定

- ① 建築計画地を中心に概ね半径5km以内の範囲にある「主要な視点場」を持つ、「主要な眺望景観」を抽出する。
(主要な視点場は、「VI. 広域調整を必要とする眺望景観」から抽出する。)
- ② ①で抽出した「主要な眺望景観」の中から、建設計画地が、眺望する景観資源が独立峰の場合は視点場を中心に60度の範囲内に、眺望する景観資源が山並みの場合は山並み幅の範囲内に入っているものを、それぞれ抽出する。
- ③ ②で抽出した「主要な眺望景観」の中から、「重要な眺望景観」を抽出する。

- 「主要な眺望景観」は、広域的調整を必要とする眺望景観 6 6 景の中から抽出する。
- ②で行う作業の具体は、以下のとおりとする。



- 抽出された主要な視点場と主要な眺望景観等（景観資源）について現地調査を行い、主要な視点場からの対象行為実施区域の視認状況の確認や眺望景観についての状況を把握する。
- 対象区域内の規制内容等の考え方の根拠となる、資料等は以下のとおりである。

《対象区域内の規制内容》

- (1) 篠原修 (1982) 「新体系土木工学 59 土木景観計画」土木学会編
- (2) 進士五十八・斉藤利弘・麻生恵・田沼和夫 (1975) 「自然風景地における建築デザインの基本に関する景観的考察 (上)」国立公園、自然公園財団
- (3) 気象学ハンドブック編集委員会 (1959) 「気象学ハンドブック」技報道
- (4) 鳴海邦碩・榊原和彦・田端修 (1990) 「都市デザインの手法 - 魅力あるまちづくりへの展開」学芸出版社

《規模の対象区域》

- (5) 京都市の眺望景観の保全の考え方

《形態、色彩その他の意匠、敷地の緑化の対象区域》

- (6) 篠原修 (2007) 「景観用語辞典 増補改訂版」彰国社編

※ 「主要な視点場」とは、湖岸、湖上、湖岸道路、琵琶湖近傍の史跡名勝等において不特定多数の人が利用する場所で、景観資源を眺望できるものをいう。

不特定多数が利用する場所とは次のような場所が該当する。

- ・レクリエーション施設（展望台、公園、水泳場等）
- ・公共公益施設（博物館、公民館、運動施設、道の駅等）
- ・自然公園、都市公園施設（湖岸緑地他）
- ・史跡名勝（史跡、社寺仏閣他）
- ・交通施設（港湾、湖岸道路、航路等）他

※ 「主要な眺望景観」とは、主要な視点場から眺望できる琵琶湖、内湖、樹林、独立峰、山並み等の景観をいう。

※ 「重要な眺望景観」とは、「主要な眺望景観」のうち特に優れた景観をいう。

重要な眺望景観とは、主要な眺望景観のうち「近江八景」や「琵琶湖八景」に代表される、県民等に親しみのある特に優れた景観をいい、琵琶湖景観の中でも特に大切にしたい景観と位置づけられるものをいう。

※ 「主要な眺望景観や重要な眺望景観を構成する景観資源」とは、主要な視点場から望見できる琵琶湖や内湖、湖辺のマツ林やヤナギ林等の樹林帯や河畔林、独立峰、島や半島、周囲の山並み等の自然景観資源や歴史的建造物、集落等の人文景観資源をいう。

2-2 景観シミュレーションと視点場の設定

■ 視点場の設定（計画建築物等から視点場までの距離）

① 計画建築物等の遠景の視点場（概ね 2.0km～5.0km）

…主として、計画建築物等の位置と規模、形態、色彩その他の意匠について、計画建築物等とその背景となる主要な眺望景観を構成する景観資源との関係を見る視点場

② 計画建築物等の中景の視点場（概ね 0.5km～2.0km）

…主として、計画建築物等の規模、形態、色彩その他の意匠について、計画建築物等とその前景および背景となる主要な景観資源を構成する景観資源との関係を見る視点場

③ 計画建築物等の近景の視点場（概ね 0.1km～0.5km）

…計画建築物等の意匠、素材、アクセントカラー、敷地の緑化など、計画建築物等の主要な構造やディテールと周辺地域との関係を見る視点場

○ 景観シミュレーションは原則として、建築物等の形態、色彩その他の意匠を把握するための近景と、建築物等の規模（高さ）、形態、色彩その他の意匠が景観に与える影響を検証するための中景、遠景を対象に実施する。これらの景域における景観シミュレーションについての視点場は、上記のように設定する。

※ ここでいう「前景」、「背景」とは、計画建築物等と主要な眺望景観を構成する景観資源との位置関係を判りやすく説明するため、視点場から計画建築物等を眺めた場合に、行為の意対象である計画建築物等を主体に捉え、計画建築物等の手前の方に配置された光景を前景といい、背後に配された光景を背景という。

Ⅱ. 予測の手法

1 計画建築物等の景観シミュレーションの手順（中景、遠景）

中景・遠景の景観シミュレーションの手順は、眺望景観の重要度に応じて段階的に景観シミュレーションを行っていく。

そこで、次のようなStep 1～2の手順を設定し、中景・遠景の景観シミュレーションを実施する。

Step1 「重要な眺望景観」に対する景観シミュレーション

主要な視点場からの眺望に重要な眺望景観がある場合は、それを構成する景観資源への眺望が、計画建築物等によって妨げられないか、または景観資源と計画建築物等とが並び建って見えないかなどを検証するため、景観シミュレーションを実施する。



Step2 「主要な眺望景観」に対する景観シミュレーション

主要な視点場からの景観資源への眺望が、計画建築物等によって妨げられないかなどを検証するため、景観シミュレーションを実施する。

非広域的景観 各市域内での景観シミュレーション

なお、Step 1 およびStep2により実施する広域的な観点に基づく景観影響調査とは別に、各市景観計画に定めるところの景観影響調査により、景観シミュレーションを実施する。

※特段の事情がない限り、該当市域の湖上を視点場とした景観影響調査を実施すること。

(1) 計画建築物等の規模に応じた予測地点

大規模建築物等（高さ13m以上、もしくは4階建て以上の建築物や工作物）は、高さ13mの建築物等から超高層の建築物等まであり、それぞれの規模によって景観に与える影響の度合いは異なることから、次のように計画建築物等の高さを3段階に区分し、その区分に応じて先に示した景観シミュレーションの手順で予測を実施することを基準とする。

① 計画建築物等の高さが15m以下のものについて

- i. Step 1に該当するものがあれば全て実施する。
- ii. Step 2に該当するものの中から、景観に与える影響が最も大きいと推察される「主要な眺望景観」において、1箇所以上実施する。

② 計画建築物等の高さが15mを超え、31m以下のものについて

- i. Step 1に該当するものがあれば全て実施する。
- ii. Step 2に該当する全てのものについて実施する。ただし、対象となる景観資源が同じであるものが複数存在する場合には、景観への影響が最も大きいと推察される「主要な視点場」において実施する。

③ 計画建築物等の高さが31mを超えるものについて

- i. Step 1に該当するものがあれば全て実施する。
- ii. Step 2に該当する全てのものについて実施する。

以上のことを整理すると以下ようになる。

区分	高さ15m以下の建築物等	高さ15m～31mの建築物等	高さ31m以上の建築物等
Step 1	該当するもの全て	該当するもの全て	該当するもの全て
Step 2	該当するものの中から、景観に与える影響が最も大きいと推察される「主要な眺望景観」において1箇所以上	該当するもの全て（ただし、対象となる景観資源が同一の場合には、景観への影響が最も大きいと推察される「主要な視点場」において実施）	該当するもの全て

2 現地調査及び現況写真の撮影

■現地調査及び現況写真の撮影

調査手法の 2-1（視点場と眺望景観の選定）によって抽出された視点場と眺望景観（景観資源）について、現地（視点場）に赴き、調査、確認する。

視点場からの写真撮影においては、計画建築物等の前景および背景となる主要な眺望景観等を構成する樹林や背景の山並、湖面などの景観資源を適正な画面構成で収めること。

(1) 現地調査

- 調査手法の 2-1（視点場と眺望景観の選定方法）によって抽出された視点場と眺望景観（景観資源）について現地調査を行い、視点場からの対象行為実施区域の視認状況の確認や眺望景観についての現況を把握する。
- また、画像合成の際に位置決め基準点として活用するために、計画地周りの建築物や工作物の高さ、位置、前景の樹林の高さ、位置等を数ヶ所把握しておく。

(2) 現況写真の撮影

- 撮影場所（視点場）から、計画建築物等の方向に向かって写真を撮影する。
- 撮影においては、計画建築物等の前景および背景となる樹林や山並、湖面などを適正な画面構成で収めることとする。

(3) 撮影条件

- 写真撮影は下記の条件で行う。

ア．カメラ

- ・ 有効画素数3メガピクセル以上のデジタルカメラを使用
- ・ 撮影ファイルサイズは1280×1024以上とし、鮮明な印刷状態が得られるものを使用

イ．撮影の手順

- ① 眺望点に三脚を立てる。
- ② 地上（床面）からカメラレンズの中心までの高さを1.5mに調整する。
- ③ 計画地を中心にして、計画建築物等の前景や背景となる樹林や山並み、湖面、また、画像合成の際の位置決め基準点となる計画地周りの建築物や工作物等もあわせて撮影する。

※撮影は、午前10時から午後3時までを基準とし、順光、逆光に配慮する。

(4) 撮影条件等の記録

- 計画地と撮影場所を含む地形図（原則として縮尺1／5,000以上のもの）に撮影場所、撮影方向、計画地（敷地）、背景となる眺望景観等を記入・記録する。
- 複数の撮影場所となる場合には、図上に撮影地点を明示し、計画地から撮影場所まで

の距離も明示する。

- また、画像合成の際の位置決め基準点となる計画地周りの建築物や工作物の高さや距離、方向等についても明示する。

3 計画建築物の完成予想図の作成

■ 計画建築物等の完成予想図の作成

設計図書、計画書に基づき、各視点場からの計画建築物等の完成予想図（コンピュータグラフィックによる 3D モデル又は完成パース図等）を作成する。

- 設計図書、計画書に基づき、各視点場からの計画建築物等の完成予想図（コンピュータグラフィックによる 3D モデル又は、手描きパース図等）を作成する。
- また、完成予想図の作成の際には、現況写真との画像合成をし易くするために、計画建築物等と併せて、計画建築物等の前景や背後となる樹林や山並み、周囲の建築物や工作物などの 3D モデルやパース図を作成したり、数値地図を活用して計画建築物等や視点場、位置決め基準点となる周辺の地形や景観資源等の座標データを基にコンピュータグラフィックを作成したりすることが望ましい。

(1) 汎用CADソフトを用いた計画建築物等の 3D モデルの作成

[モデル作成にあたっての留意点]

- 建築物等の形態を認識できるモデルにする。
- 勾配屋根を有する場合、その形状をモデルに反映する。
- 後の画像合成の位置決め基準となる計画地周辺の地形、計画建築物等の前景や背景となる樹林や山並み、周囲の建築物や工作物等の 3D モデルを作成する（高さ、形状、位置が認識できるもの）。または、位置決め基準となる建築物や工作物、樹林等の座標データ（基準点の高さ、距離、方向等のデータ）をもとにして、位置決め基準点を数ヶ所作成する。

(2) レンダリングソフトを用いた 3D モデルの仕上げ（彩色作業）

[3D モデルの仕上げ（彩色作業）にあたっての留意点]

- 計画建築物等の外壁等の仕上げ素材と同様な色彩の彩色を行う。
- 彩色の際には、現況写真撮影時の天候や距離感を配慮した色彩とする。
(画像合成時に色彩調整してもよい)

(3) 手描きパース図等による完成予想図の作成にあたって

[完成予想図の作成にあたっての配慮点]

- 計画建築物等の規模（高さ）を正確に表現するため、現況調査において把握した計画地周りの建築物や工作物、前景の樹林等も合わせて描画し、画像合成の際の位置決め基準点とする。

- 彩色の際には、現況写真撮影時の天候や距離感を配慮した色彩とする。
(画像合成時に色彩調整してもよい)

4 フォトモンタージュ手法による予測図（画像合成図）の作成

■ フォトモンタージュ手法による予測図（画像合成図）の作成

視点場から撮影された現況写真と計画建築物等の完成予想図を画像合成し、予測図（画像合成図）を作成する。

なお、画像合成に際しては、計画建築物等の前景や背景となる樹林や山並、湖面、周辺建物や工作物などの規模や位置を正確に把握し、計画建築物等が計画地に正確に配置されるように努める。

○ 視点場から撮影された現況写真と計画建築物等の完成予想図を画像合成し、予測図（画像合成図）を作成する。

○ なお、画像合成に際しては、計画建築物等の前景や背景となる樹林や山並み、湖面、周辺建物や工作物などの規模や位置を正確に把握し、計画建築物等が計画地に正確に配置されるように努める。

《フォトレタッチソフト*を用いた画像合成の方法》

(※フォトレタッチソフト 例：Adobe社Photoshop等)

- ・ 先に作成した完成予想図をフォトモンタージュ手法で現況写真と合成する。
- ・ 計画建築物と同時に作成した位置決めの基準点となる前景の樹林や背景の山並み、周辺建物や工作物などの3Dモデル等を、現況写真とのスケール感及び奥行き感に配慮して合成する。
- ・ なお、合成においては特に前後の關係に気を付け、違和感の無い画像合成となるように補正する。

Ⅲ. 評価の手法

1 景観特性（景観資源の種類と視点場からの距離等）の把握

■ 景観特性（景観資源の種類と視点場からの距離等）の把握

景観シミュレーションによって作成された複数の予測図（画像合成図）が、どのような景観特性を有しているかを把握する。

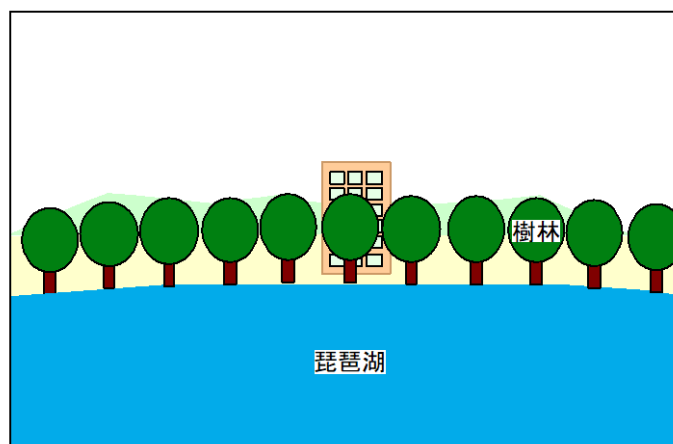
○ 景観シミュレーションによって作成された複数の予測図（画像合成図）が、どのような景観特性を有しているかを把握する。

(1) 琵琶湖景観の景観特性

琵琶湖景観において、建築物等の高さによって影響を受ける景観特性は、景観資源の「樹林帯（ヤナギ林、マツ林）」「独立峰（里山、島、半島・岬）」「周囲の山並み」「琵琶湖・内湖の湖面」で構成される次の6タイプが考えられる。

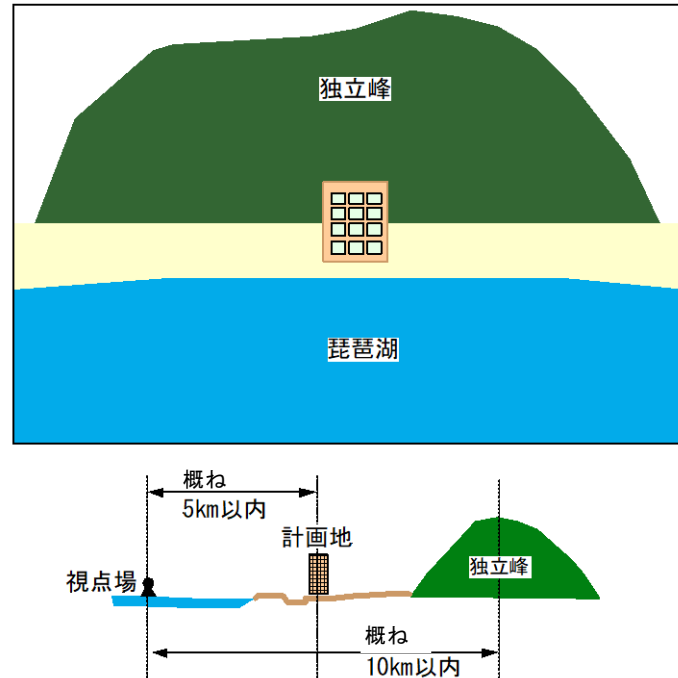
《タイプ1》

～ 計画建築物等の前景に樹林帯 ～



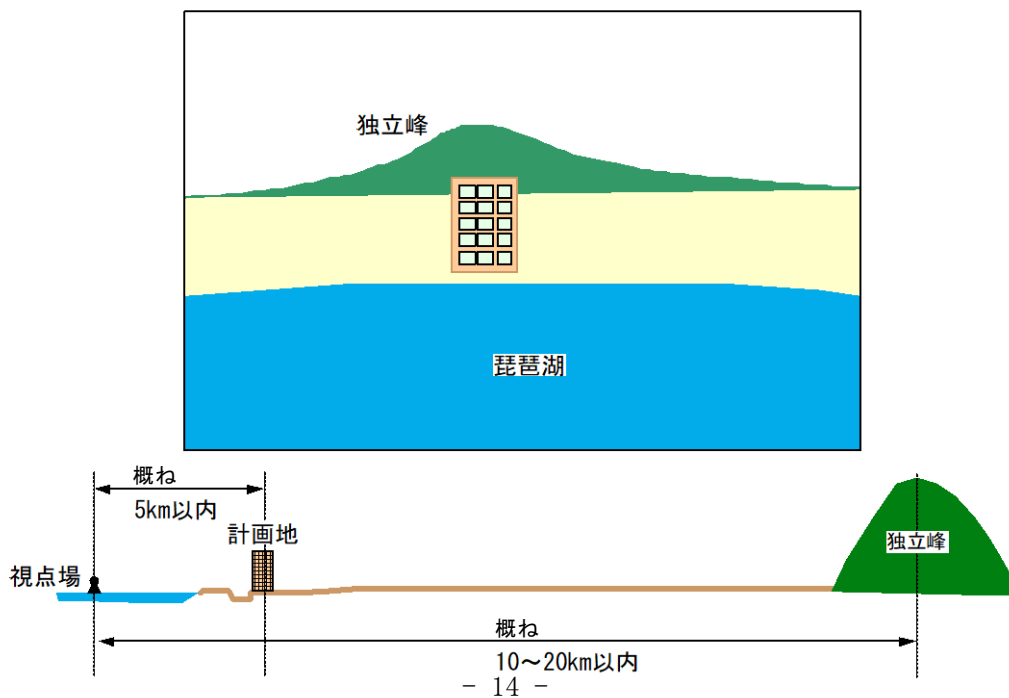
《タイプ2》

～ 計画建築物等の背景に独立峰（視点場より概ね 10km 以内の近くにある） ～



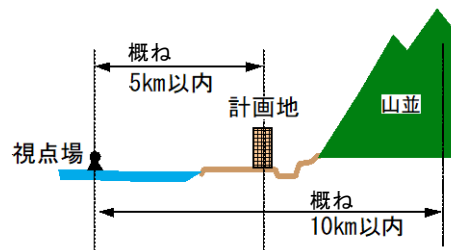
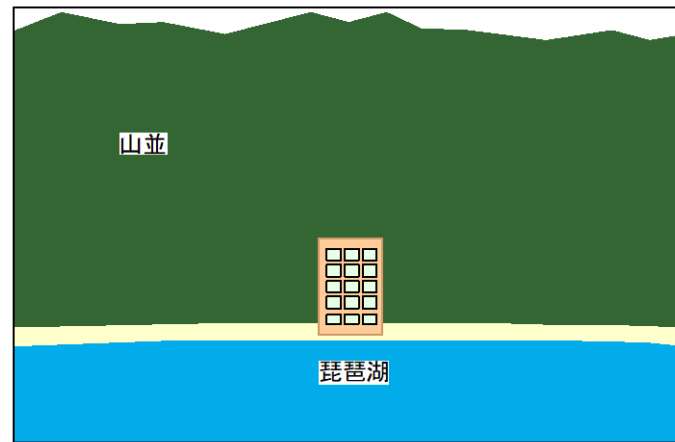
《タイプ3》

～ 計画建築物等の背景に独立峰（視点場より概ね 10km 以上の遠くにある） ～



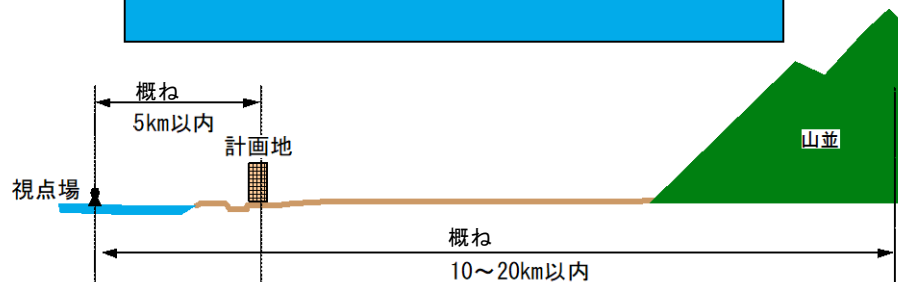
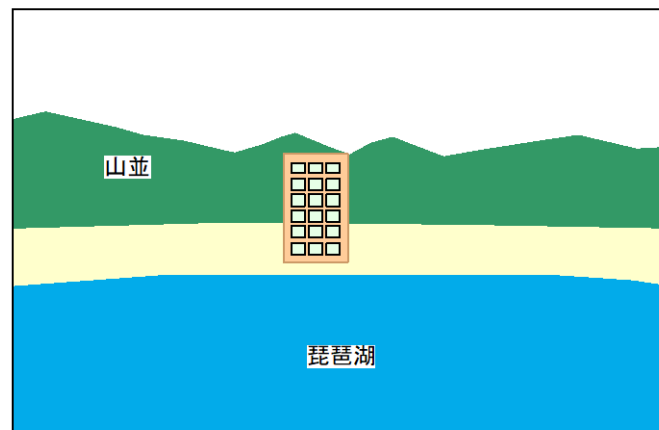
《タイプ4》

～ 計画建築物等の背景に山並み（視点場より概ね 10km 以内の近くにある） ～



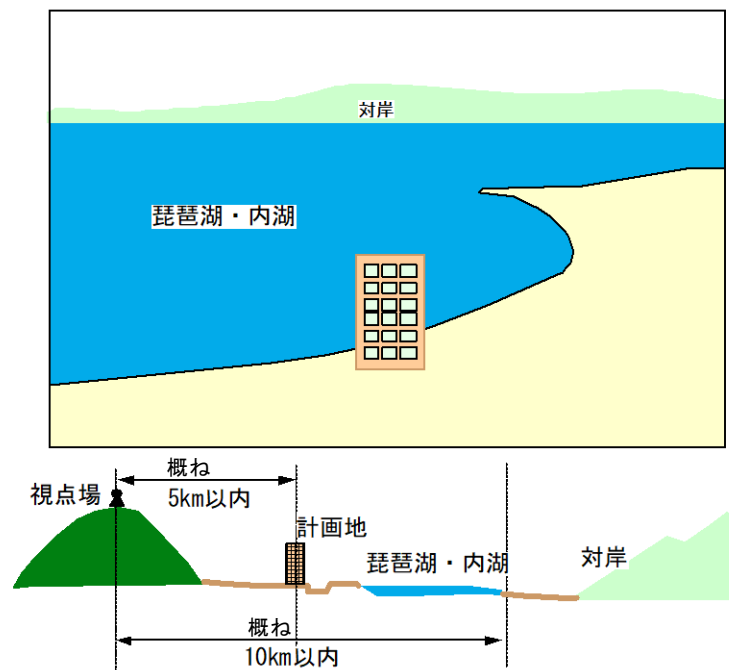
《タイプ5》

～ 計画建築物等の背景に山並み（視点場より概ね10km以上の遠くにある） ～



《タイプ6》

～ 俯瞰する場合において、計画建築物等の背景に湖面 ～



(2) 琵琶湖景観のパターン

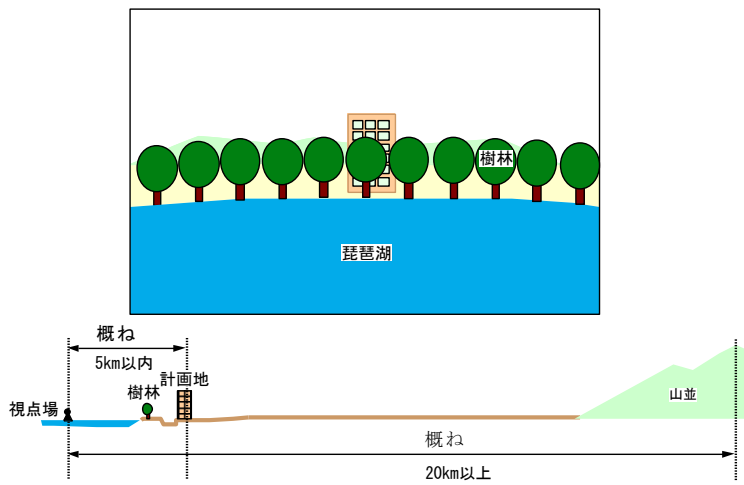
建築物等の高さに景観影響を受ける琵琶湖景観のパターンは、主として前述の6タイプの景観特性の組み合わせによって形成されていると言える。

ちなみに、組み合わせの例として、以下のような10種類があげられる。

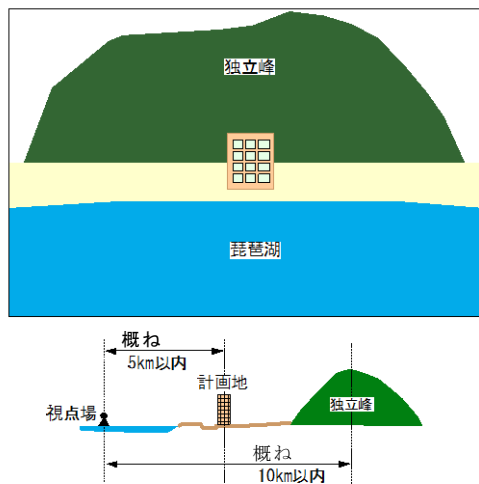
琵琶湖景観のパターン		樹林	独立峰		周囲の山並み		湖面
			近い	遠い	近い	遠い	
パターン1 (タイプ1)	前景に樹林、背景に山並等が無い（視点場より概ね20km以上の遠方に山並み等ある）	○					
パターン2 (タイプ2)	背景に独立峰（視点場より概ね10km以内の近くにある）		○				
パターン3 〔タイプ1 + タイプ2〕	前景に樹林、背景に独立峰（視点場より概ね10km以内の近くにある）	○	○				
パターン4 (タイプ3)	背景に独立峰（視点場より概ね10km以上の遠くにある）			○			
パターン5 〔タイプ1 + タイプ3〕	前景に樹林、背景に独立峰（視点場より概ね10km以上の遠くにある）	○		○			
パターン6 (タイプ4)	背景に山並み（視点場より概ね10km以内の近くにある）				○		
パターン7 〔タイプ1 + タイプ4〕	前景に樹林、背景に山並み（視点場より概ね10km以内の近くにある）	○			○		
パターン8 (タイプ5)	背景に山並み（視点場より概ね10km以上の遠くにある）					○	
パターン9 〔タイプ1 + タイプ5〕	前景に樹林、背景に山並み（視点場より概ね10km以上の遠くにある）	○				○	
パターン10 (タイプ6)	俯瞰する眺望点で、背景に湖面						○

■ 琵琶湖景観のパターン

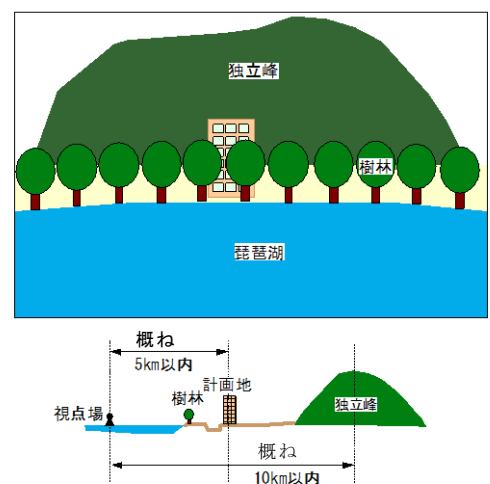
《パターン1》



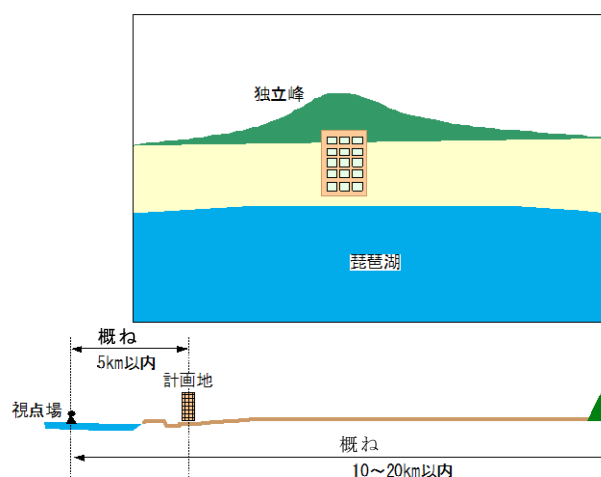
《パターン2》



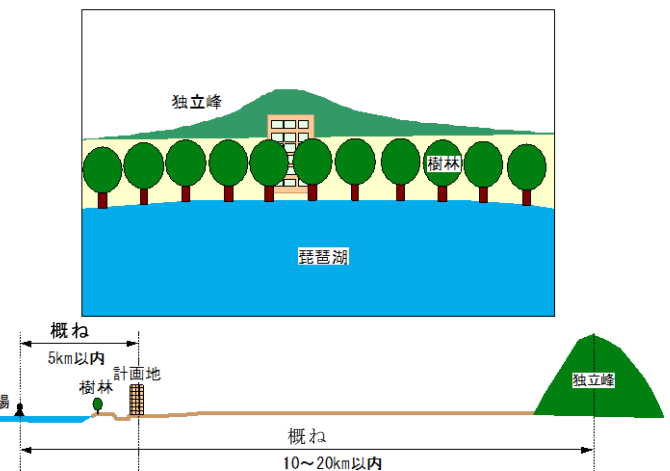
《パターン3》



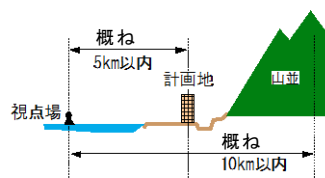
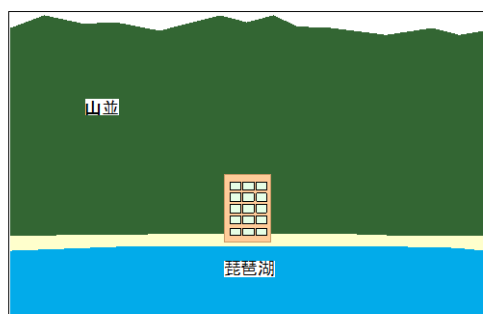
《パターン4》



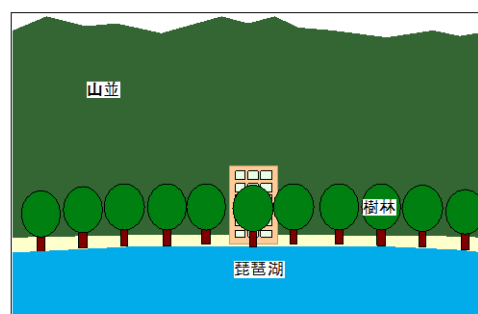
《パターン5》



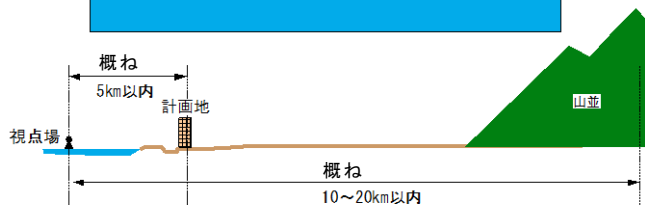
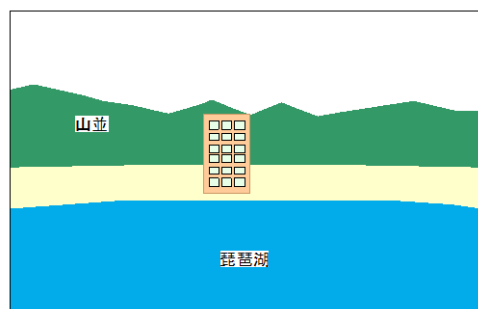
《パターン 6》



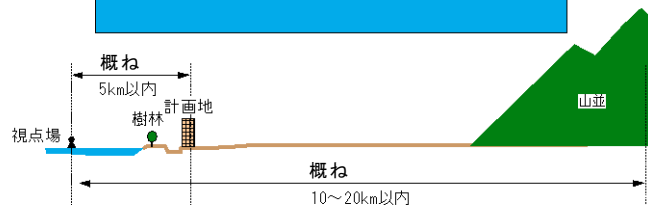
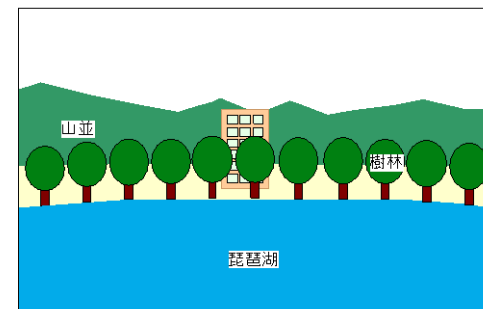
《パターン 7》



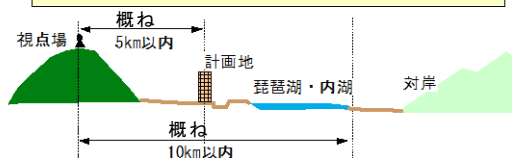
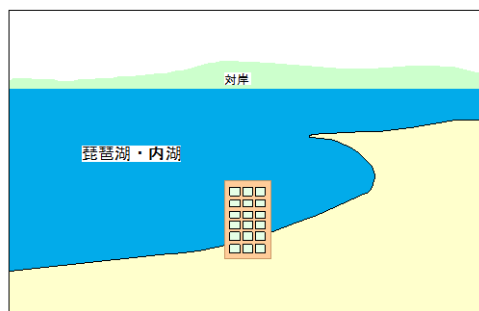
《パターン 8》



《パターン 9》



《パターン 10》



2 計画建築物等の評価

(1) 景観形成基準等による評価

■ 広域的景観に係る規模、形態、色彩その他の意匠、敷地の緑化の評価指標による評価

視点場毎の各予測図（画像合成図）が該当する景観特性毎の規模、形態、色彩その他の意匠、敷地の緑化の評価指標に適合しているかどうかを評価する。

● 重要な眺望景観に対しては
「重要な眺望景観」の評価指標に
に基づき評価する。

● 重要な眺望景観以外に対しては
「主要な眺望景観」の評価指標に
に基づき評価する。

- 広域的景観に係る規模、形態、色彩その他の意匠、敷地の緑化の考え方に関する適合は、規模、形態、色彩その他の意匠、敷地の緑化の評価指標で評価を行う。
- 視点場毎の各予測図（画像合成図）が、別途に示す景観特性毎の規模、形態、色彩その他の意匠、敷地の緑化の評価指標に適合しているかどうかを評価する。
- 先に示した琵琶湖景観のパターンのように、予測図が規模の評価指標で示す6タイプの景観特性を複合的に有している場合には、それぞれのタイプに応じた評価を行い、各々の評価指標に適合しているかどうかを評価する。
- 予測図が規模、形態、その他の意匠、敷地の緑化の評価指標で示す6タイプの景観特性のいずれにも該当しない景観特性を有するものにあつては、建築物等の規模、形態、その他の意匠、敷地の緑化がその景観特性に著しい影響を与えないかどうかを評価する。

《評価にあたっての準備作業》

評価にあたっての準備作業として、「計画建物等の樹林からの見かけの突出量」、「計画建物等が山並み、独立峰、湖面等を遮へいする部分の見かけの高さ」、「樹林の見かけの高さ」、「独立峰の見かけの高さ」、「山並みの見かけの高さ」、「湖面の湖岸から対岸までの見かけの長さ」などを予測図毎に計測し、明記しておくこと。

なお、見かけの高さについては、次のように定義する。

- ・ 計画建築物等の高さについては、ペントハウス等を含む最高の高さまでとし、ここまですべてを、背景となる山並み、独立峰、湖面等を遮へいする部分の見かけの高さとする。
- ・ 樹林の場合には、計画建築物等の前景の樹林の根元から樹冠が形成する連続的なラインの平均的な高さを樹林の見かけの高さとする。
- ・ 独立峰の場合には、独立峰の地際または計画建築物等の地盤面から独立峰の山頂等の最高高さまでを独立峰の見かけの高さとする。
- ・ 山並みの場合には、山並みの地際または計画建築物等の地盤面から山並みのスカイラインを形成する平均的な高さを山並みの見かけの高さとする。
- ・ 湖面の場合には、計画建築物等の背後の湖岸から背後の対岸までの長さを湖面の見かけの長さとする。

- ・山並みの稜線を超えない高さとは、山並みの連続性に著しい影響を与えないことが重要であることから、山並みの稜線より幾分控えた高さとする。

3 計画建築物等の景観形成措置の検討

■ 計画建築物等の景観形成措置の検討

評価の結果から、広域的景観に係る規模、形態、その他の意匠、敷地の緑化の評価指標および野洲市景観計画に定める景観形成基準に適合しないと判断される場合は、景観への配慮や代替措置など、景観影響をできる限り回避し、または軽減すること。

- 計画建築物等の評価の結果から、広域的景観に係る規模、形態、その他の意匠、敷地の緑化の評価指標に適合しないものについては、景観への配慮や代替措置など、景観影響をできる限り回避し、または軽減すること。
- なお、景観形成措置の検討の経緯ならびに景観形成措置の検討をした結果、景観影響の回避または景観形成基準（規模、形態、その他の意匠、敷地の緑化の評価指標を含む。）への適合が困難である場合は、その理由を明らかにする。

4 景観形成措置後の予測図の検討

評価の結果において、景観への影響が著しい予測図等については、景観形成措置の結果をもとに、再度各視点場からの景観形成措置後の予測図を作成する。この予測図から景観形成措置を検証する。

5 計画建築物等の総合評価

景観形成措置後の予測図等をもとに、建築物等の景観影響に対する総合的な評価を行う。

IV. 景観影響調査書の作成

■ 景観影響調査書の作成

総合評価を踏まえ、景観影響調査書を作成し、行為の届出に添付する。

○ 総合評価を踏まえ、以下の内容を明記した景観影響調査書を作成し、行為の届出に添付する。

- ① 対象行為の場所：地名地番（位置図）
- ② 対象行為の種類：建築物・工作物、新築・改築・増築・移転・外観の模様替え等
- ③ 対象行為の規模：構造（〇〇造〇〇階建）、敷地面積、建築面積、延べ面積、最高の高さ等（配置図、立面図）
- ④ 対象行為の実施される期間：着工予定日、完了予定日
- ⑤ 対象行為の内容に関する事項であって、その変更により景観影響が変化することとなるもの：敷地内の位置、形態・意匠、仕上げ材料、色彩等
- ⑥ 対象行為実施区域およびその周囲の概況：
 - ・ 景観の状況（景観資源の状況、主要な視点場の分布状況）
 - ・ 地形の起伏その他の自然的状況
 - ・ 社会的状況（土地利用の状況、湖辺の利用の状況、交通状況、景観保全に関する法令、条例等により指定された地域および当該地域に係る規制の内容その他の状況）
他
- ⑦ 対象行為に係る景観影響調査を実施した地域：
 - ・ 計画地を中心に半径〇〇メートル（位置図）
- ⑧ 対象行為に係る景観影響についての調査、予測および評価の手法
 - [調査手法]
 - ・ 調査手法と手法の選定理由
 - [予測手法]
 - ・ 予測手法と手法の選定理由
 - [評価手法]
 - ・ 景観影響評価指針第8条に規定する評価の手法
- ⑨ 景観影響調査の結果
 - ア. 景観影響についての調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果
 - [調査]
 - ・ 調査対象範囲内の主要な視点場と景観資源等の状況の概要（位置図）
 - [予測]
 - ・ 予測を実施する視点場と眺望景観（名称、位置、標高、距離等）（位置図）

- ・ 視点場からの現況写真（撮影場所、撮影方向、背景となる眺望景観の撮影条件の記録）
- ・ 対象行為地周辺の建築物、樹木、山並みなどの高さや位置等
- ・ 視点場毎の予測図（シミュレーション写真とデータ）
- ・ その他必要な事項

[評価]

- ・ 視点場毎の景観特性のタイプ
- ・ 景観形成基準（規模の評価指標含む。）との適合状況（評価指標の種類、見かけの高さ等の計測、スケール比の算出、評価指標や基準の適合状況等）
- ・ その他必要な事項

イ．景観形成措置

- ・ 景観形成措置の実施主体、景観形成措置の実施の内容
- ・ 景観形成措置の検討の経緯
- ・ 景観形成措置の効果、その措置を講じた後の景観の状況の変化（予測図）
- ・ 景観形成措置の検証の結果
- ・ 景観影響の回避もしくは低減または景観形成基準への適合が困難である場合は、その理由

ウ．対象行為に係る景観影響の総合的な評価

V. 評価指標の考え方とその対象区域

規模、形態、色彩その他の意匠、敷地の緑化の評価指標は、琵琶湖景観形成地域における広域的景観に係る規模、形態、色彩その他の意匠、敷地の緑化に関して評価を行う場合の指標として、琵琶湖景観を代表する景観特性毎に、「重要な眺望景観」と「主要な眺望景観」に分けてひとつの数値的な目安等を示しています。

したがって、規模の評価指標に適合していなくとも、対象となるそれぞれの眺望景観の特性に応じた必要な景観形成措置を講ずること等により眺望景観に著しい影響を及ぼさないと判断できる場合や、反対に、本評価指標に適合していても眺望景観に著しい影響を及ぼすと判断できる場合は、それぞれの眺望景観の特性に応じた評価をする必要があります。

なお、評価指標の対象区域と評価指標の考え方は、以下のとおりとします。

(1) 評価指標の対象区域

山の形状			独立峰	独立峰または山並み	山並み
見込み角			視対象を見込む角度が 30° 以下の場合	視対象を見込む角度が 30° を超え60° 以下の場合	視対象を見込む角度が 60° を超える場合
概念図					
対象区域内の制限内容	広域的空間保全区域	規模	点線区域内かつ着色区域内 (中景・遠景区域のみ)	点線区域内かつ着色区域内 (中景・遠景区域のみ)	点線区域内かつ着色区域内 (中景・遠景区域のみ)
		形態			
	眺望周辺保全区域	色彩その他の意匠	着色区域内(中景・遠景区域のみ)	着色区域内(中景・遠景区域のみ)	着色区域内(中景・遠景区域のみ)
		敷地の緑化			

《総 則》

建築物の規模は、中景および遠景域から眺望した際に、眺望景觀に著しい影響を与えないように努めること。

- 建築物等の規模、形態、色彩その他の意匠は、主要な視点場からの眺望景觀に著しい影響を与えないように努めることを基本原則とする。

1 規模の評価指標

《タイプ1》計画建築物等の前景に樹林帯がある場合

【樹林との対比による評価指標】

■主要な眺望景観（原則、計画建築物等を中景域から眺望した際に適用）

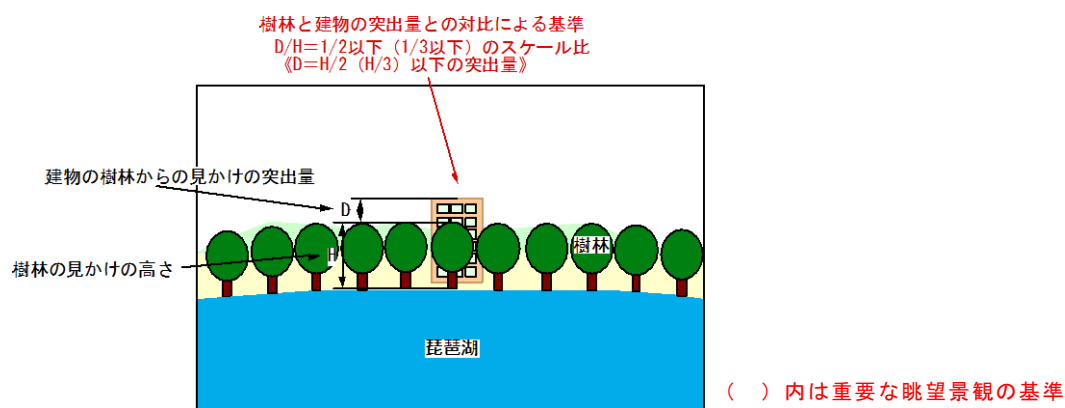
建築物等の規模は、見かけにおいて樹冠から突出しない高さとし、樹冠の連続性に影響を与えないように配慮すること。

やむを得ず樹冠から突出するときは、樹林帯の見かけの高さの概ね 1/2 以下の突出とし、形態、色彩その他の意匠の評価指標の考え方を考慮して、樹林帯の景観との調和を図ること。

■重要な眺望景観（原則、計画建築物等を中景域から眺望した際に適用）

建築物等の規模は、見かけにおいて樹冠から突出しない高さとし、樹冠の連続性に影響を与えないように配慮すること。

やむを得ず樹冠から突出するときは、樹林帯の見かけの高さの概ね 1/3 以下の突出とし、形態、色彩その他の意匠の評価指標の考え方を考慮して、樹林帯の景観との調和を図ること。



【評価の記入事項】

記入項目		記入内容
距離	視点場から計画建築物等までの距離	m
	視点場から樹林帯までの距離	m
高さ	建物の樹林からの見かけの突出量（D）	mm
	樹林の見かけの高さ（H）	mm
比	樹林の見かけの高さ（H）に対する 計画建物等の見かけの突出量（D） D/H	
〔評価（評価基準との適合状況）〕		

《タイプ2》計画建築物等の背景に独立峰（視点場より概ね 10Km 以内の近くにある）がある場合

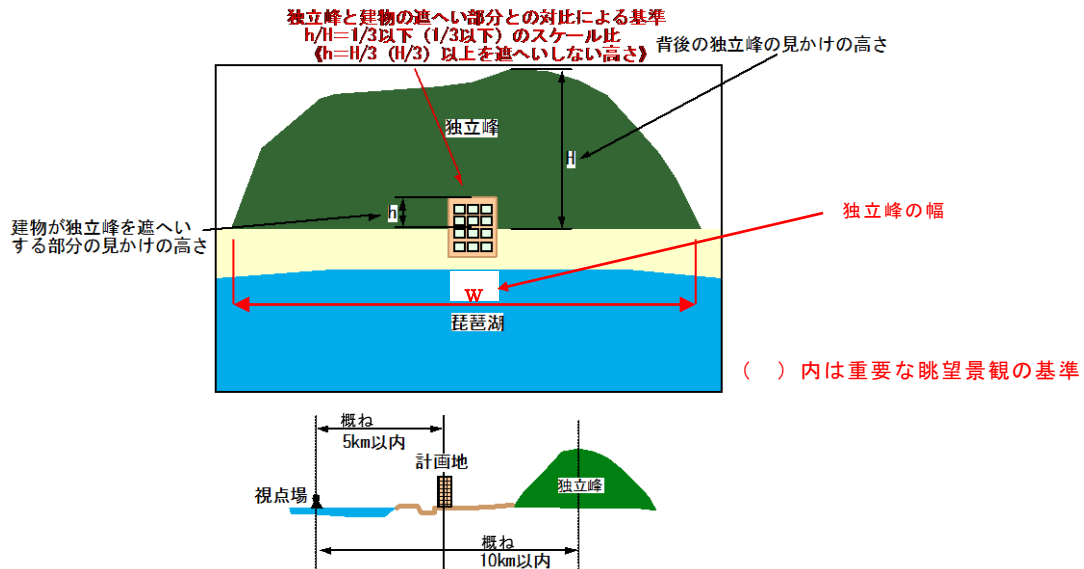
【独立峰との対比による評価指標】

■ 主要な眺望景観

建築物等の規模は、独立峰の見かけの高さの概ね 1/3 以上を遮へいしない高さとし、背後の独立峰の特徴的な容姿に著しい影響を与えないように配慮すること。

■ 重要な眺望景観

建築物等の規模は、独立峰の見かけの高さの概ね 1/3 以上を遮へいしない高さとし、背後の独立峰の容姿を大きく遮へいしたり、独立峰に並び建つなどして、独立峰の特徴的な容姿に影響を与えないように配慮すること。



【評価の記入事項】

記入項目		記入内容
距離	視点場から計画建築物等までの距離	m
	視点場から独立峰までの距離	m
高さ	建物が独立峰を遮へいする部分の見かけの高さ (h)	mm
	独立峰の見かけの高さ (H)	mm
比	独立峰の見かけの高さ (H) に対する 計画建築物等が遮へいする部分の見かけの高さ (h)	h / H
〔評価（評価基準との適合状況）〕		

《タイプ3》計画建築物等の背景に独立峰（視点場より概ね 10Km以上の遠くにある）がある場合

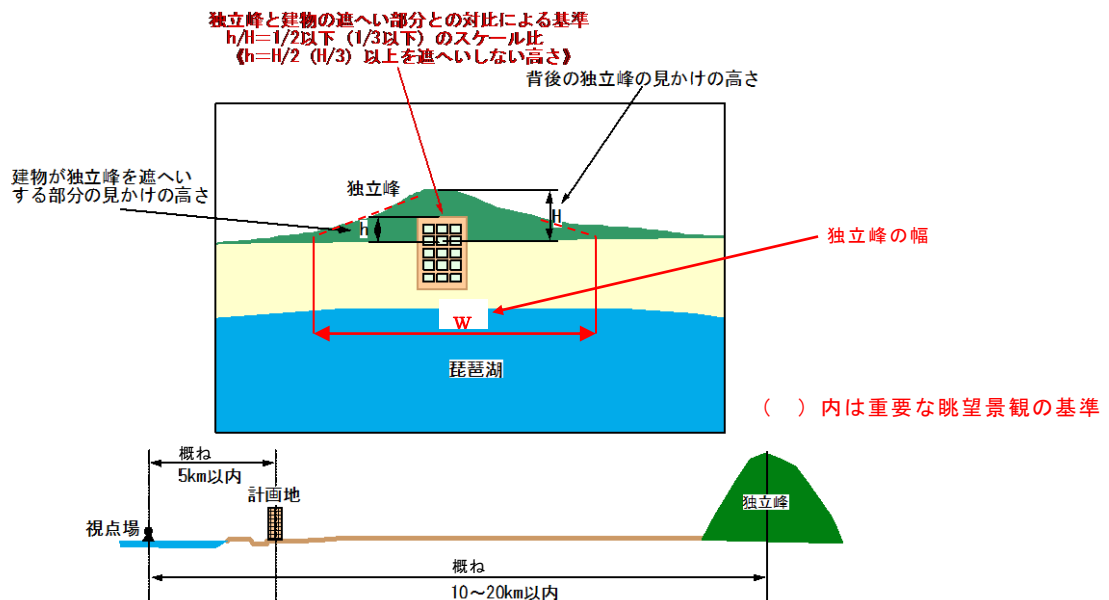
【独立峰との対比による評価指標】

■主要な眺望景観

建築物等の規模は、独立峰の見かけの高さの概ね 1/2 以上を遮へいしない高さとし、背後の独立峰の特徴的な容姿に著しい影響を与えないように配慮すること。

■重要な眺望景観

建築物等の規模は、独立峰の見かけの高さの概ね 1/3 以上を遮へいしない高さとし、背後の独立峰の容姿を大きく遮へいしたり、独立峰に並び建つなどして、独立峰の特徴的な容姿に影響を与えないように配慮すること。



【評価の記入事項】

記入項目		記入内容
距離	視点場から計画建築物等までの距離	m
	視点場から独立峰までの距離	m
高さ	建物が独立峰を遮へいする部分の見かけの高さ (h)	mm
	独立峰の見かけの高さ (H)	mm
比	独立峰の見かけの高さ (H) に対する 計画建築物等が遮へいする部分の見かけの高さ (h)	h / H
〔評価（評価基準との適合状況）〕		

《タイプ4》計画建築物等の背景に山並み（視点場より概ね 10km 以内の近くにある）がある場合

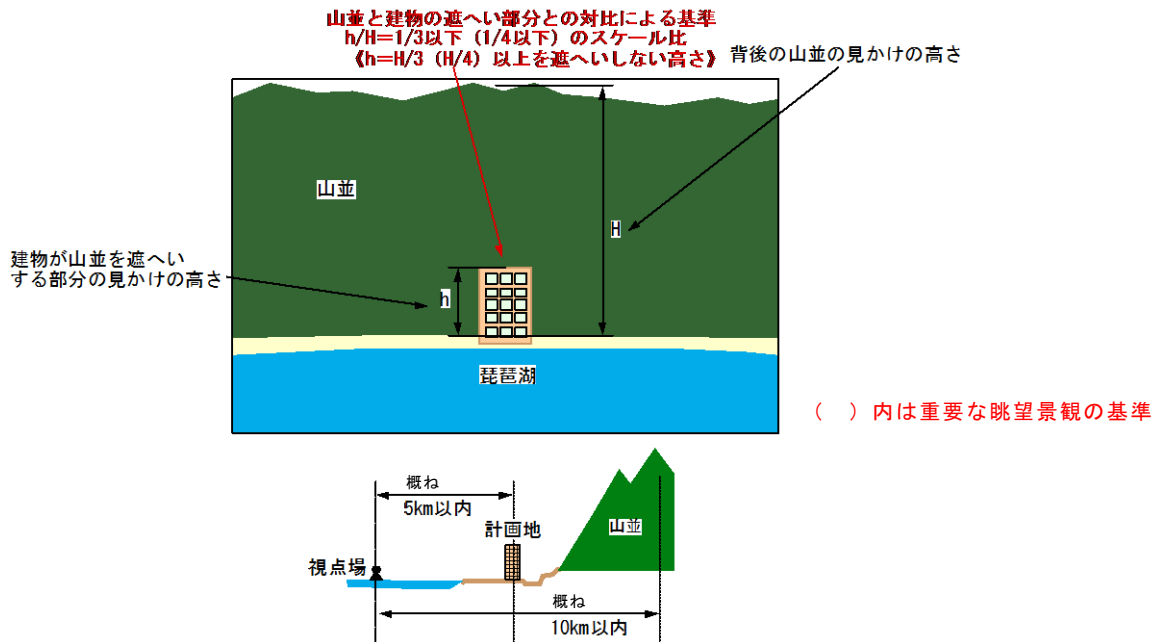
【周囲の山並みとの対比による評価指標】

■ 主要な眺望景観

建築物等の規模は、山並みの見かけの高さの概ね 1/3 以上を遮へいしない高さとし、山並みの連続性に著しい影響を与えないように配慮すること。

■ 重要な眺望景観

建築物等の規模は、山並みの見かけの高さの概ね 1/4 以上を遮へいしない高さとし、山並みを大きく遮へいして、山並みの連続性に著しい影響を与えないように配慮すること。



【評価の記入事項】

記入項目		記入内容
距離	視点場から計画建築物等までの距離	m
	視点場から山並までの距離	m
高さ	建物が山並を遮へいする部分の見かけの高さ (h)	mm
	山並の見かけの高さ (H)	mm
比	山並の見かけの高さ (H) に対する 計画建物等が遮へいする部分の見かけの高さ (h)	h / H
〔評価（評価基準との適合状況）〕		

《タイプ5》計画建築物等の背景に山並み（視点場より概ね 10Km以上の遠くにある）がある場合

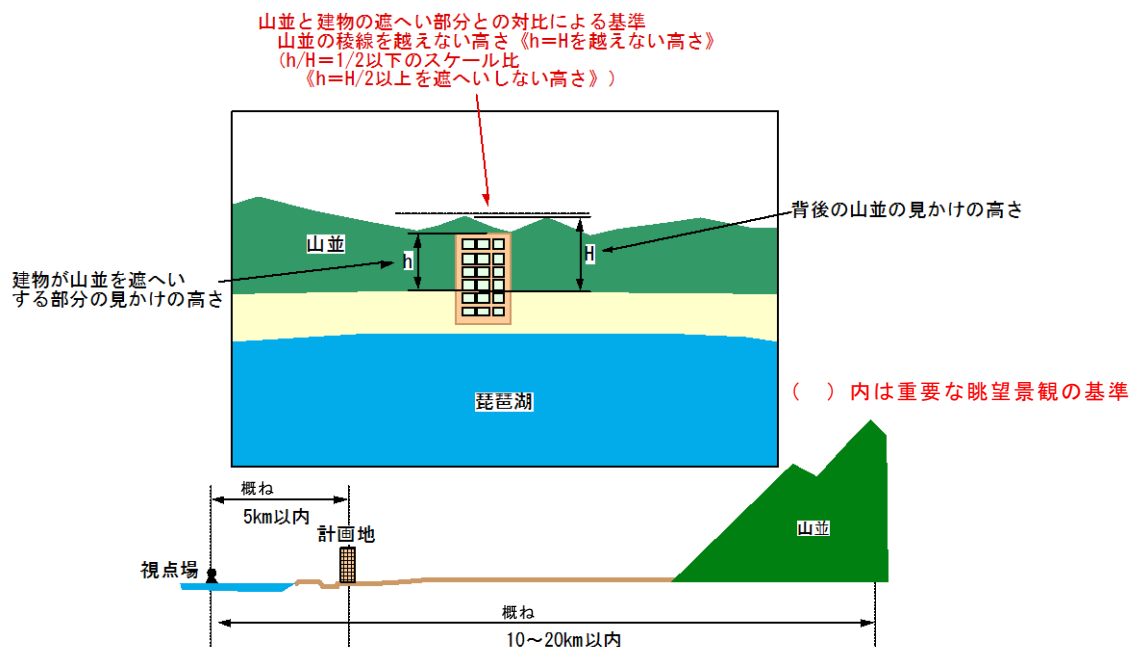
【周囲の山並みとの対比による評価指標】

■主要な眺望景観

建築物等の規模は、山並みの稜線を超えない高さまでとし、山並みの連続性に著しい影響を与えないように配慮すること。

■重要な眺望景観

建築物等の規模は、山並みの見かけの高さの概ね 1/2 以上を遮へいしない高さとし、山並みを大きく遮へいして、山並みの連続性に著しい影響を与えないように配慮すること。



【評価の記入事項】

記入項目		記入内容
距離	視点場から計画建築物等までの距離	m
	視点場から山並までの距離	m
高さ	建物が山並を遮へいする部分の見かけの高さ (h)	mm
	山並の見かけの高さ (H)	mm
比	山並の見かけの高さ (H) に対する 計画建物等が遮へいする部分の見かけの高さ (h)	h / H
〔評価（評価基準との適合状況）〕		

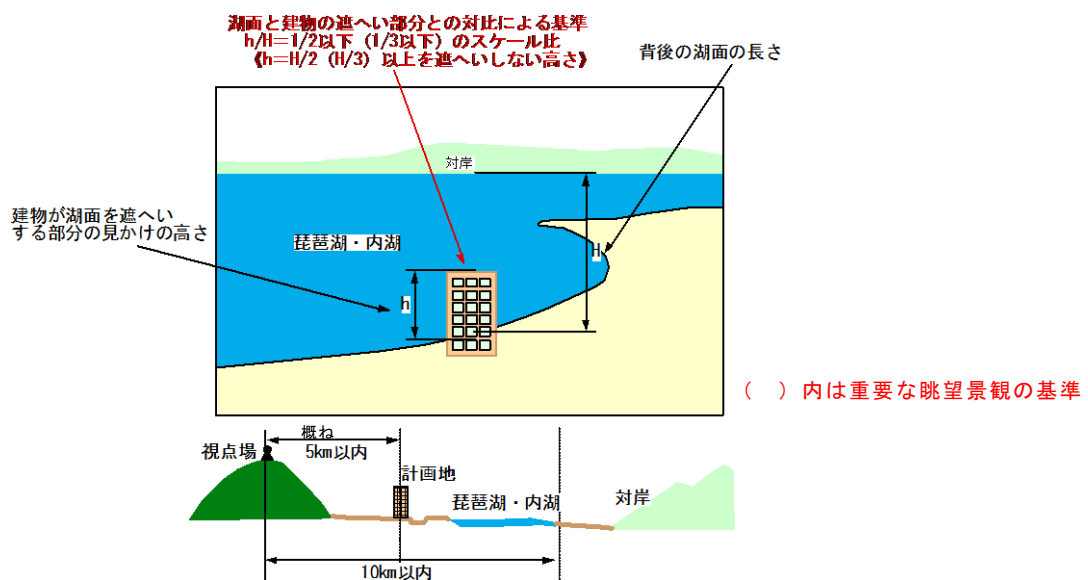
《タイプ6》俯瞰する視点場において、計画建築物等の背景に湖面がある場合
【湖面との対比による評価指標】

■主要な眺望景観

建築物等の規模は、背後の湖面の対岸までの見かけの長さの概ね 1/2 以上を遮へいしない高さとし、湖面に著しい影響を与えないように配慮すること。

■重要な眺望景観

建築物等の規模は、背後の湖面の対岸までの見かけの長さの概ね 1/3 以上を遮へいしない高さとし、湖面を大きく遮へいして、湖面に著しい影響を与えないように配慮すること。



【評価の記入事項】

記入項目		記入内容
距離	視点場から計画建築物等までの距離	m
	視点場から湖岸までの距離	m
	視点場から対岸までの距離	m
高さ	建物が湖面を遮へいする部分の見かけの長さ (h)	mm
	背後の湖面の見かけ長さ (H)	mm
比	湖面の見かけの長さ (H) に対する 建物が遮へいする部分の見かけの高さ (h) h/H	
〔評価（評価基準との適合状況）〕		

2 形態の評価指標

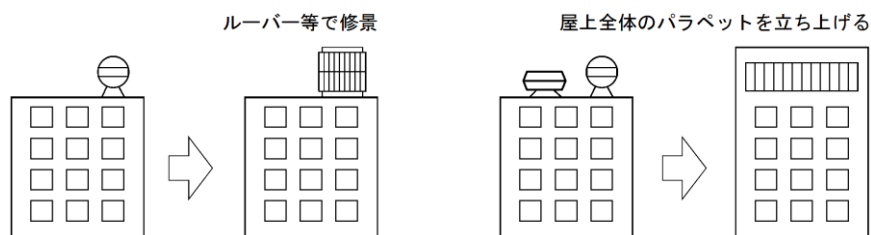
主要な眺望景観、重要な眺望景観

周辺景観だけでなく背後の視対象と調和するよう配慮し、全体的にまとまりのある形態とするなど、違和感を感じさせる形態は避けること。

■ 全体的にまとまりのある形態とすること。

- ・ 周囲の建築高さよりも突出したものは避け、周辺景観だけでなく背後の視対象と調和するよう配慮すること。
- ・ 単調で長大な壁面は、中景・遠景に対して異様な印象を与えることがあるため、建物の分棟、壁面に凹凸をつけるなどの分節化等の工夫を行い、周辺景観や背後の視対象との調和に配慮すること。
- ・ 建築物の屋上施設等、違和感を与えたり不自然さを感じさせたりする形態は避け、ルーバーで隠す等まとまりのある形態の工作物により修景するなど、周辺景観だけでなく背後の視対象と調和するよう配慮すること。

屋上に設ける設備等の修景のイメージ



- ・ 建築物に付属して築造された具体的なイメージを伝える彫刻等は、建築物とのバランス等を考慮し、周辺景観だけでなく背後の視対象と調和するよう配慮すること。

《解説》

◇ 「背後の視対象」とは

- ・ 広域的調整を必要とする眺望景観 6 6 景において特定された視対象という。
- ・ 任意の視点場から景観資源を眺望した場合の視対象をいう。

3 色彩その他の意匠

主要な眺望景観、重要な眺望景観

周辺景観だけでなく背後の視対象と調和するように配慮すること。

■ 外壁および屋根の基調色は、以下のとおりとする。

外壁の基調色の色彩規準

色相	0.1R～10G	0.1BG～10RP	無彩色
明度	3以上8以下		
彩度	6以下	3以下	—

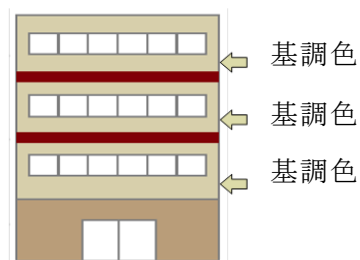
※ 漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や、伝統的様式で建築等する場合で周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。

屋根の基調色の色彩規準

色相	0.1R～10G	0.1BG～10RP	無彩色
明度	8以下		
彩度	6以下	3以下	—

《解説》

◇ 「基調色」とは
全体のイメージとなる土台の色のことをいい、配色の中で最も広い部分を占める色のところである。



■ 反射率の高い材料や塗装の光沢仕上げなど鏡面反射が著しいものを壁面等の大部分にわたって使用する場合は、分節化などして、周辺への反射、映り込み等を避けること。

4 敷地の緑化について

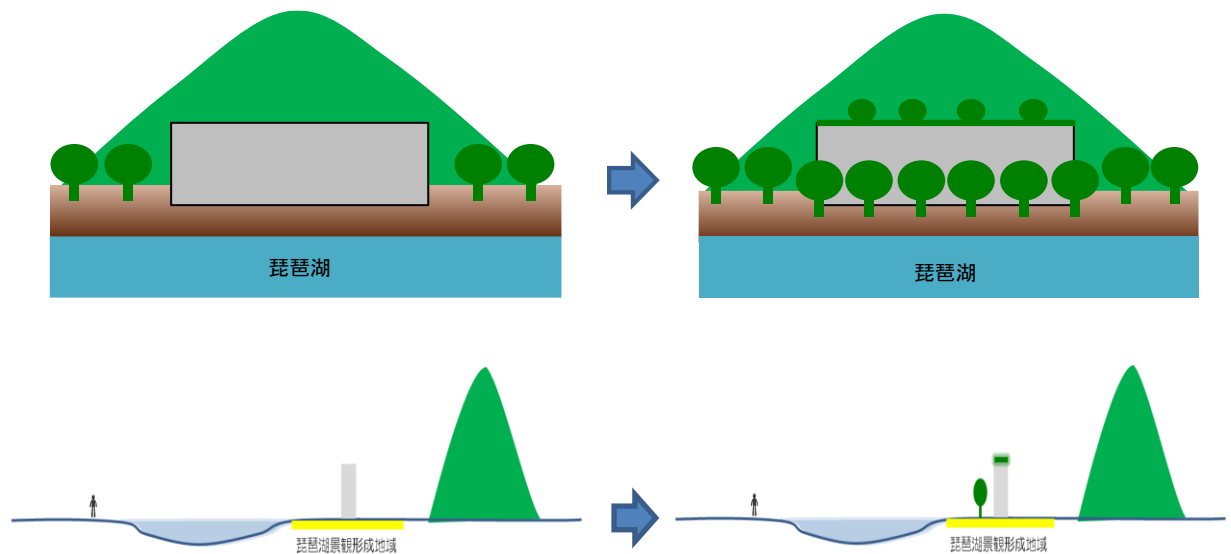
主要な眺望景観、重要な眺望景観

- ・ 周辺景観と調和するよう植栽することとし、特に、主要な視点場からの見え方に配慮すること。
- ・ 自然植生や周辺環境を考慮して樹種を選定すること。

■ 周辺景観と調和するよう植栽することとし、特に、主要な視点場からの見え方に配慮すること。

- ・ 敷地の緑化にあたっては景観計画によるものとし、周辺景観や背後の視対象の連続性を重視するなど、広域的景観形成のために効果的な配置となるよう工夫すること。
- ・ 周辺景観や背後の視対象との連続性に配慮し、中高木も含め、調和のとれた広域的景観形成に努めること。
- ・ 屋上緑化についても積極的に進めること。

植樹による修景のイメージ



屋上緑化の例

■ 自然植生や周辺環境を考慮して樹種を選定すること。

- ・琵琶湖周辺地域の景観特性に合った樹種を選定し、植樹を行うこと。
- ・樹種を選定にあたっては、その地域の自然植生を調査するとともに、気象条件や土壌条件についても十分に考慮の上決定すること。

《解説》

◇ 野洲市景観計画における「敷地の緑化面積」の考え方

大規模建築物または大規模建築物以外の建築物であってその敷地の面積が0.3ヘクタール以上にあるものにあつては、原則として、それらの敷地面積の20%以上の敷地を緑化すること。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内にあつては、この限りでない。

◇ 「自然植生」とは（野洲市景観計画ガイドラインより）

その地域の土地の環境の下に、古くから成立している植生のことです。

5 風力発電施設について

主要な眺望景観、重要な眺望景観

- ・ 尾根線上、丘陵地または高台での設置は避けるよう努めること。
- ・ 色彩は、周囲の景観と調和するように配慮すること。

■ 色彩は、以下のとおりとする。

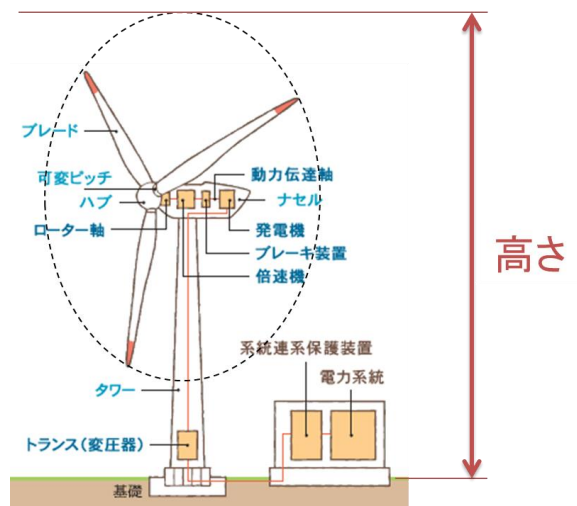
色彩基準

色相	0.1R～10G	0.1BG～10RP	無彩色
明度	3 以上 8 以下		
彩度	6 以下	3 以下	—

《解説》

◇ 高さ

風力発電施設の高さは、地盤からブレードの最高到達点までの高さとする



◇ 大規模な風力発電施設

高さが13.0m以上のものをいう

6 地上に設置する太陽光発電設備（集熱を利用するものを含む。以下同じ。）について

主要な眺望景観、重要な眺望景観

- ・ 尾根線上、丘陵地または高台での設置は避けるよう努めること。
- ・ 色彩は、周囲の景観と調和するように配慮すること。
- ・ 太陽光発電設備のパネルは黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。こと。（なお、パネルの色彩についてはマンセル表色系の基準を適用しない。）

■ 色彩は、以下のとおりとする。

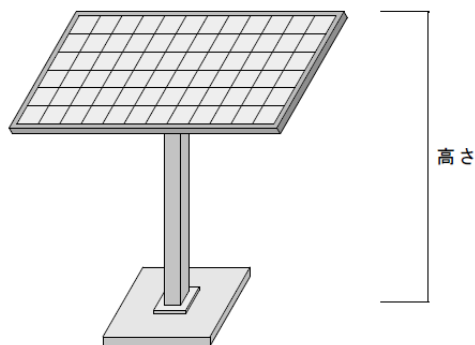
色彩基準

色相	0.1R～10G	0.1BG～10RP	無彩色
明度	3 以上 8 以下		
彩度	6 以下	3 以下	—

《解説》

◇ 高さ

太陽光発電設備の高さは、地盤からパネルの最高到達可能点までの高さとする。



◇ 大規模な太陽光発電設備

高さが13.0m以上のものをいう

VI. 広域調整を必要とする眺望景観

主要な眺望景観 : 黒書き、赤書き 66景
 重要な眺望景観 : 赤書き 20景

	景観タイトル	地域
★	1 マイアミ浜(野洲市吉川)から眺める、琵琶湖と沖島・長命寺山・八幡山・岡山	湖南
★	2 マイアミ浜(野洲市吉川)から眺める、琵琶湖と対岸の比良の山並み	湖南
★	3 野洲川河口から眺める、ヨシ原と琵琶湖と対岸の比良の山並み	湖南
	4 守山第1なぎさ公園(ラフォーレ琵琶湖近傍)から眺める、琵琶湖と沖島・長命寺山・八幡山・岡山	湖南
	5 守山第1なぎさ公園(ラフォーレ琵琶湖近傍)から眺める、琵琶湖と対岸の比良の山並み	湖南
	6 今浜漁港周辺(守山市)から眺める、琵琶湖と琵琶湖大橋・対岸の比叡の山並み	湖南
	7 烏丸半島の水生植物公園みずの森あたりから眺める、琵琶湖と長命寺山・八幡山・岡山	湖南
	8 烏丸半島の琵琶湖博物館あたりから眺める、琵琶湖と対岸の比良の山並み	湖南
	9 烏丸半島の琵琶湖博物館あたりから眺める、琵琶湖と対岸の比叡の山並み	湖南
	10 志那の湖岸緑地(草津市志那町)から眺める、琵琶湖と対岸の比叡の山並み	湖南
	11 北山田漁港(草津市北山田町)から眺める、琵琶湖と対岸の比叡の山並み	湖南
	12 矢橋大橋東詰(草津側)近傍の湖岸から眺める、琵琶湖と矢橋大橋・対岸の比叡の山並み	湖南
	13 矢橋帰帆島の湖岸緑地から眺める、琵琶湖と対岸の比良の山並み	湖南
	14 矢橋帰帆島の湖岸緑地から眺める、琵琶湖と対岸の比叡の山並み	湖南
	15 近江大橋東詰(草津側)近傍の湖岸から眺める、琵琶湖と近江大橋・対岸の比叡の山並み	湖南
★	16 膳所公園から眺める、琵琶湖と近江大橋・対岸の三上山	湖南
	17 大津湖岸なぎさ公園のサンシャインビーチから眺める、琵琶湖と近江大橋・対岸の市街地	湖南
	景観タイトル	地域
	18 大津湖岸なぎさ公園のサンシャインビーチから眺める、琵琶湖と沖島・対岸の長命寺山・八幡山・岡山	湖南
★	19 名神高速大津サービスエリアから眺める、琵琶湖と対岸の三上山	湖南
★	20 大津なぎさ公園のびわ湖ホールあたりから眺める、琵琶湖と対岸の三上山	湖南
★	21 大津港から眺める、琵琶湖と対岸の草津市街・三上山	湖南
★	22 三井寺の観音堂から眺める、琵琶湖と対岸の三上山	湖南
★	23 柳が崎湖畔公園(びわ湖大津館近傍)から眺める、琵琶湖と対岸の三上山	湖南
★	24 唐崎神社境内から眺める、琵琶湖と対岸の守山市街・三上山	湖南
★	25 坂本城跡近傍の北大津湖岸緑地から眺める、琵琶湖と対岸の三上山	湖南
★	26 堅田の浮御堂境内から眺める、琵琶湖と浮御堂・対岸の三上山	湖南
	27 堅田の浮御堂境内から眺める、琵琶湖と対岸の沖島・長命寺山・八幡山・岡山	湖南
★	28 堅田の居初氏庭園(天然図画亭)から眺める、琵琶湖と対岸の三上山	湖南
	29 近江舞子浜(大津市南小松)から眺める、琵琶湖と松林・比良の山並み	湖西
	30 白鬚神社大鳥居付近(高島市鶴川)から眺める、琵琶湖と比良の山並み	湖西
	31 白鬚神社大鳥居付近(高島市鶴川)から眺める、琵琶湖と沖島	湖西
	32 白ひげ浜(高島市鶴川)から眺める、琵琶湖と沖島	湖西
	33 萩の浜水泳場(高島市勝野)から眺める、琵琶湖と沖島	湖西
	34 新旭浜園地(高島市新旭町)から眺める、琵琶湖と竹生島	湖西

	景観タイトル	地域
35	今津浜(高島市今津町浜分)から眺める、琵琶湖と竹生島	湖西
36	知内港(高島市マキノ町知内)から眺める、琵琶湖と竹生島	湖西
37	マキノサニービーチから眺める、琵琶湖と竹生島	湖西
38	マキノ海津集落から眺める、琵琶湖と竹生島	湖西
39	海津大崎の大崎キャンプ場あたりから眺める、琵琶湖と竹生島	湖西
40	竹生島から眺める、琵琶湖と伊吹山	湖北
41	葛箆尾崎パークウェイの葛箆尾崎展望台から眺める、琵琶湖と海津大崎・箱館山	湖北
42	南浜水泳場(長浜市南浜町)から眺める、琵琶湖と伊吹山・霊仙山	湖北
43	豊公園の琵琶湖岸から眺める、琵琶湖と鈴鹿山脈の山並み	湖北
44	朝妻緑地(米原市朝妻筑摩 天野川河口)から眺める、琵琶湖と長浜城	湖北
45	朝妻緑地(米原市朝妻筑摩 天野川河口)から眺める、琵琶湖と山本山 (長浜市湖北町山本)	湖北
46	筑摩神社(米原市朝妻筑摩)近傍から眺める、琵琶湖と山本山(長浜市湖北町山本)	湖北
47	磯崎神社(米原市磯)から眺める、琵琶湖と長浜市街	湖北
48	松原水泳場(彦根市松原町)から眺める、琵琶湖と磯山(米原市磯)	湖東
49	彦根港から眺める、琵琶湖と磯山(米原市磯)	湖東
50	彦根城天守から眺める、琵琶湖と磯山(米原市磯)	湖東
51	曾根沼緑地湖岸公園(彦根市三津屋町)から眺める、曾根沼と長命寺山	湖東

	景観タイトル	地域
52	荒神山(彦根市)から眺める、琵琶湖と多景島・対岸の比良の山並み	湖東
53	荒神山(彦根市)から眺める、琵琶湖と沖島	湖東
54	石寺浜(彦根市石寺町)から眺める、琵琶湖と長命寺山	湖東
55	新海浜(彦根市新海町)から眺める、琵琶湖と対岸の比良の山並み	湖東
56	猪子山公園(東近江市猪子町 猪子山山頂)から眺める、琵琶湖と西の湖	湖東
57	栗見出在家(東近江市)の湖岸緑地公園(愛知川河口)から眺める、琵琶湖と長命寺山	湖東
58	栗見新田(東近江市)の大同川河口あたりの湖岸から眺める、琵琶湖と長命寺山	湖東
59	堀切新港(近江八幡市)から眺める、琵琶湖と沖島・対岸の比良の山並み	湖東
60	宮ヶ浜(休暇村近江八幡)から眺める、琵琶湖と沖島・対岸の比良の山並み	湖東
★ 61	長命寺境内から眺める、琵琶湖と三上山・岡山	湖東
62	長命寺松ヶ崎(長命寺港近傍)から眺める、琵琶湖と対岸の比良の山並み	湖東
63	西の湖・水郷(西の湖園地あたり)から眺める、安土山・織山や荒神山	湖東
64	沖島(蓬莱山頂)から眺める、琵琶湖と鈴鹿山脈の山並み	湖東
65	沖島(蓬莱山付近)から眺める、琵琶湖と対岸の白鬚神社大鳥居	湖東
66	沖島(蓬莱山付近)から眺める、琵琶湖と対岸の比良の山並み	湖東

★ 1, 2, 3, 16, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 28, 61の14眺望景観が
野洲市に関する眺望景観

1 (1枚目/2枚中) 湖南地域



1 - 2 (2 枚目 / 2 枚中)

湖南地域拡大図 (南湖南部・瀬田川)



2 湖西地域



3 湖北地域



4 湖東地域

